

第14回部会における各委員からのご意見等

	該当箇所	ご意見	対応
1	憲章(前文)	始めの3行については、現在の経済状況について述べたもので、憲章が今後2020まで続くことを考えると、短期的な記述となっており、なじまないのではないか。 経済成長とWLBは車の両輪だと前文に記載してほしい。【川本委員】	「憲章」の前文を修正。
2	憲章(ディーセント・ワーク)	公正処遇を記載するというのであれば、これとあわせて能力開発と職業訓練の充実も記載してほしい。【川本委員】	「憲章」について、以下のとおり修正。 「また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組み、 職業能力開発や人材育成 、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることを求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。」
3		「加えて」以下は、この文章の直前のディーセント・ワークと同じパラではなく、改行して別のパラとして欲しい。【縄倉委員】	「憲章」の当該箇所をご指摘のとおり修正。
4	憲章(メンタルヘルス対策)	メンタルヘルスだけで職場環境がよくなるわけではない。長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進などとともに、メンタルヘルスが必要だと加えてほしい。【縄倉委員】	「憲章」について、以下のとおり修正。 「さらに、ディーセント・ワークの推進においては、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進 、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。」

5	憲章・行動指針(健康保持)	メンタルヘルスと並んで、身体的健康についても言及しておいた方がいいのかなと思う。【北浦委員】	「身体的健康」については、原文の「労働者の健康を確保し…」の部分に内包されると考えられるため、原文のままとしています。
6	行動指針(社会人の大学等における学習促進)	「大学等における学習促進」とあるが、『学びの場 = 大学』という狭いイメージになりかねない。「大学や関連諸々の機関等」とできないか。【大日向委員】	「行動指針」について、以下のとおり修正。 「また、職場や地域での活動に必要な能力向上の機会を拡充するため、社会人の学習目的に応じた教育プログラムの提供や学習成果が適切に評価されるような枠組みの構築等により、社会人の大学や専修学校、公民館等における学習を促進する。」
7	行動指針(ディーセント・ワーク)	憲章にディーセント・ワークが入ったことを受け、行動指針においても具体的施策を記載してはどうか。最低賃金については、雇用戦略対話で入れることになっており、行動指針にも、記載してほしい。【南雲委員】	-
8	行動指針(年次有給休暇の取得促進)	現行の数値目標では「完全取得」となっているところ、「70%」となると、後退した印象がある。【北浦委員】 数値目標は雇用戦略対話との整合性を取る必要があるため、行動指針の改正労基法のくだりに、「年次有給休暇の完全取得に向けて、…」と加えてはどうか。【樋口部会長】	「行動指針」について、以下のとおり修正。 ・健康を害するような長時間労働がなく、希望する労働者が年次有給休暇を取得できるよう取組が促進されていること。
9	行動指針(女性の継続就業、育休取得)	女性について、第1子出産前後の継続就業率が伸び悩んでいる一方で、育休取得率が9割を超えた。この矛盾している状況を行動指針に記載すべき。【大沢委員】	「行動指針」の「国の取組」に、以下の項目を追加。 「・女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する」 「・妊娠・出産を経ても働き続けたいという希望を持ちながらも離職する女性がいまだに多い現状を改善し、育児休業を取得しやすい環境を整備するとともに女性の就業率の向上を図る。」
10		女性の継続就業支援のため、相談体制の充実(マザーズハローワーク、キャリアアップハローワークなど)を行動指針に入れられないか。【大沢委員】	

11	行動指針(企業と働く者の取組、男性の育休取得)	国の取組で男性の育休取得促進が入ったところ。企業と働く者の取組でも、男性の育休取得促進を記載して欲しい。【縄倉委員】	「行動指針」の「企業と働く者の取組」に以下の項目を追加。 「・ 男性の子育てへの関わりを支援・促進するため、男性の育児休業等の取得促進に向けた環境整備等に努める。」
12	行動指針(低利融資制度)	公共調達が入ったが、これに加えて低利融資などのバリエーションも入れてほしい。【高橋委員】	「行動指針」の地方公共団体の取組について、以下のとおり修正。 「・ 仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価する。仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰、融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置など、地方の実情に即した取組を行い、企業における取組を支援・促進する。」
13	数値目標(女性の育児休業取得率)	女性の育児休業取得率について、数値目標から落とすのであれば、レポートでフォローをお願いしたい。【大沢委員】	レポートにおいてフォロー。
14	数値目標(欄外)	欄外に出典元が書かれているが、整合性を取っていることがわかるような記載は必要だと思うが、いいぶりを工夫して欲しい。【樋口部会長】	「別紙1 数値目標」の欄外の文言を修正。